

(例規25)

陸幕人教第270号
28.4.22

改正 平成29年11月15日陸幕人教第559号
平成30年3月13日陸幕法第104号
令和4年3月29日陸幕人教第216号
令和4年6月29日陸幕人教第507号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

防衛記念章の制式等に関する訓令に規定されている防衛大臣が別に定める職等の細部運用について(通達)

標記について、防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める職等について(通達)(防人1第3399号。61.6.25)(以下「大臣通達」という。)によるほか、下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕人計第133号(19.3.23)は廃止する。

記

- 1 防衛記念章の制式等に関する訓令(昭和56年防衛庁訓令第43号)(以下「訓令」という。)別表第2に掲げる第19号から第28号までの防衛記念章は、防衛記念章に関する事務手続について(通達)(陸幕人計第53号。57.2.9)第1項第2号の定めにかかわらず、次表の右欄の年齢に達した場合は在職中であっても着用することができる。

区 分	年 齢
第19号防衛記念章	55
第20号防衛記念章	54
第21号防衛記念章	53
第22号防衛記念章	52
第23号防衛記念章	51
第24号防衛記念章	
第25号防衛記念章	
第26号防衛記念章	
第27号防衛記念章	
第28号防衛記念章	

2 大臣通達第4項の表において「防衛大臣の定める職」として、同表の右欄に規定する職は、次に掲げるものとする。

(1) 第25号防衛記念章の「学校の部長」

- ア 陸上自衛隊富士学校普通科部長
- イ 陸上自衛隊富士学校特科部長
- ウ 陸上自衛隊富士学校機甲科部長

(2) 第26号防衛記念章の「学校の部長、学校の隊長」

- ア 陸上自衛隊情報学校第1教育部長
- イ 陸上自衛隊小平学校警務科部長
- ウ 陸上自衛隊小平学校会計科部長
- エ 陸上自衛隊幹部候補生学校学生隊長
- オ 陸上自衛隊高等工科学校生徒隊長

(3) 第27号防衛記念章の「学校の隊長」

- 陸上自衛隊高等工科学校生徒隊教育隊長

3 大臣通達第10項に規定する「在外公館に1年以上勤務し、又は外国において調査研究若しくは連絡調整の業務に1年以上従事し」とは、次に掲げる者とする。

ただし、防衛駐在官の職を発令された者は、発令後から当該防衛記念章を着用することができる。

- (1) 防衛駐在官
- (2) 在外公館警備対策官
- (3) 連絡官及び防衛交換要員

4 大臣通達第13項第3号に規定する「国際平和協力業務に従事するため派遣された者」は、次に掲げるものとする。

- (1) 部隊及び個人として派遣された国際平和協力隊員
- (2) 国際平和協力本部から派遣された現地支援チーム隊員

- (3) 国際平和協力業務のため、政府、防衛省、陸上自衛隊等の調査団として派遣され、現地の調査活動に任じた隊員
- (4) 上記に準じた隊員

5 大臣通達第15項に規定する「外国において行う訓練に従事した者（実習員を除く。）」は、次に掲げるものとする。

- (1) 日米共同方面隊指揮所演習
- (2) ホーク・中SAM部隊実射訓練
- (3) 地对艦ミサイル部隊実射訓練
- (4) 米国における射撃訓練
- (5) 米国における実動訓練
- (6) 実用試験及び発射試験
- (7) 米国隊付訓練
- (8) その他命令により実施する訓練

添付書類：別紙

防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める職等について(通達)

標記について、下記のとおり定める。

記

- 1 防衛記念章の制式等に関する訓令(昭和56年防衛庁訓令第43号。以下「訓令」という。)別表第2第16号防衛記念章の項から第18号防衛記念章の項までに規定する表彰には、累積功績により表彰を受けた場合を含み、表彰を受けた部隊等(訓令第2条第2号に規定する部隊等をいう。)に所属し、又は所属していた隊員であつて当該表彰に係る功績に貢献したと認められる者に限るものとする。
- 2 訓令第2条第3号及び第4号に規定する「防衛大臣の定める職」は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に規定する職とする。

区 分	職 名
訓令第2条第3号	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊又は機関の長 共同の部隊の長 情報本部の通信所長 地方防衛事務所の長 防衛装備庁の施設等機関の長
訓令第2条第4号	統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 情報本部長 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊又は機関の長 共同の部隊の長 陸上自衛隊の機関の部長又は隊長 航空自衛隊の機関の部長又は課長 航空自衛隊の部隊の班長

- 3 訓令別表第2第19号防衛記念章の項から第23号防衛記念章の項までに規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次表の左欄に掲げる防衛記念章の区分に応じ、同表の右欄に規定する職とする。

区 分	職 名
第19号 防衛記念章	学校長 処長 病院長 研究本部長 補給統制本部長 補給本部長
第20号 防衛記念章	学校長 処長 病院長 自衛隊地方協力本部長 方面総監部及び師団司令部の所在地の駐屯地司令 防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成18年法律第45号)第2条の規定による改正前の自衛隊地方連絡部長 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成19年防衛省令第9号)第5条の規定による改正前の支部長

第 2 1 号 防衛記念章	分校長 処長 支処長 病院長 旅団司令部の所在地の駐屯地司令 自衛隊地方協力本部長 所長 試験場長 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第45号）第2条の規定による改正前の自衛隊地方連絡部長 自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院の組織等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成28年防衛省訓令第14号）の規定による改正前の高等看護学院長
第 2 2 号 防衛記念章	隊長 支処長 隊司令 自衛艦の長 所長 支所長 出張所長 試験場長
第 2 3 号 防衛記念章	編制上1尉である隊長 自衛艦の長 第2種支援船の長 所長 出張所長

- 4 訓令別表第2第24号防衛記念章の項から第28号防衛記念章の項までに規定する「防衛大臣の定める職」は、次表の左欄に掲げる防衛記念章の区分に応じ、同表の右欄に規定する職とする。

区 分	職 名
第 2 4 号 防衛記念章	統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 情報本部長
第 2 5 号 防衛記念章	学校の部長
第 2 6 号 防衛記念章	学校、補給本部、補給処又は病院の部長 補給処の課長 学校の隊長
第 2 7 号 防衛記念章	学校又は補給処の部長 学校、補給処又は病院の課長 学校の隊長
第 2 8 号 防衛記念章	作戦情報隊の班長 硫黄島航空基地隊の班長

- 5 訓令別表第2第29号防衛記念章の項から第38号防衛記念章の項までに規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部（通信所を除く。）、防衛監察本部、防衛装備庁の内部部局、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号）第1条の規定による改正前の統合幕僚会議事務局、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）第1条の規定による改正前の技術研究本部（研究所、先進技術推進センター及び試験場を除く。）若しくは装備施設本部又は内閣官房、内閣府若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第1条に規定する国の行政機関（防衛省を除く。）にそれぞれ1年以上勤務し、その間の勤務成績が良好であった者とする。
- 6 訓令別表第2第30号防衛記念章の項及び第33号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が定めるもの」は、前項に規定する者のほか、防衛庁設置法等の一部を改正する法

律（平成17年法律第88号）第1条の規定による改正前の統合幕僚会議事務局又は情報本部（通信所を除く。）から引き続き統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）又は情報本部（通信所を除く。）に勤務した者であって、防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する長官が定める職等についての一部改正について（防人1第2370号。18.3.27）による改正前の第26号防衛記念章の着用資格のない者が通算して1年以上勤務し、その間の勤務成績が良好であった者とする。

- 7 訓令別表第2第37号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が定めるもの」は、第3項に規定する者のほか、防衛省設置法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の技術研究本部（研究所、先進技術推進センター及び試験場を除く。）又は装備施設本部から引き続き防衛装備庁の内部部局に勤務した者であって、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達（大臣通達）の整備等について（防官文（防）第2号。27.10.1）による改正前の第29号防衛記念章又は第30号防衛記念章の着用資格のない者が通算して1年以上勤務し、その間の勤務成績が良好であった者とする。
- 8 訓令別表第2第39号防衛記念章の項及び第40号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第28条の2第4項の規定の例により計算した勤続期間が第34号防衛記念章にあつては25年以上、第35号防衛記念章にあつては10年以上である者とする。
- 9 第39号防衛記念章及び第40号防衛記念章は、25年又は10年勤続することとなる月後における最初の11月1日（25年又は10年勤続することとなる月が11月である者にあつてはその月の1日）から着用することができる。ただし、その日以前1年間に懲戒処分を受けた者については、当該懲戒処分を受けた日から1年を経過した日後における最初の11月1日から着用することができる。
- 10 訓令別表第2第41号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、在外公館に1年以上勤務し、又は外国において調査研究若しくは連絡調整の業務に1年以上従事し、その間の勤務成績が良好であった者とする。
- 11 訓令別表第2第42号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、ソマリア沖・アデン湾において、海賊行為に対処するために海上における警備行動又は海賊対処行動に従事した者とする。
- 12 訓令別表第2第43号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して災害派遣の命令に伴う活動に従事した者とする。
- 13 訓令別表第2第44号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次に掲げる者とする。
 - (1) 「ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について」（平成3年4月24日閣議決定）に基

づき、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行うことを目的として派遣された者

- (2) 国際連合の要請に基づき、対イラク化学兵器査察団に参加した者
 - (3) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第9条第4項又は第13条第2項の規定に基づき、国際平和協力業務に従事するため派遣された者又は同法第27条第1項の規定により派遣された者で国際連合の業務に従事した者
 - (4) 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第2条第1項の規定により派遣された者で外国において行う業務に従事した者
 - (5) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第4条第2項の規定に基づき、国際緊急援助隊として派遣された者及び国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送の職務に従事した者
 - (6) 「遺棄化学兵器問題に対する取組について」（平成11年3月19日閣議決定）又は「遺棄化学兵器問題に関する基本方針について」（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、遺棄化学兵器の廃棄処理事業に派遣された者で外国において行う業務に従事した者
 - (7) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第32号又は防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）第1条の規定による改正前の防衛省設置法第4条第1号、第9号若しくは第18号の規定により外国において行う外国政府の能力の向上に資する業務に従事するため派遣された者
- 14 訓令別表第2第47号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 昭和天皇の大喪の礼に関する業務に従事した者
 - (2) 平成2年に行われた即位の礼に関する業務に従事した者
 - (3) 令和元年に行われた即位の礼に関する業務に従事した者
 - (4) 平成20年に北海道洞爺湖地域で開催された主要国首脳会議に関する業務に従事した者
 - (5) 平成28年に伊勢志摩地域で開催された主要国首脳会議に関する業務に従事した者
 - (6) 令和元年に大阪市で開催された金融・世界経済に関する首脳会合に関する業務に従事した者
 - (7) オリンピック競技大会の運営に関する業務に従事した者
 - (8) ワールドカップサッカー大会の運営に関する業務に従事した者
 - (9) パラリンピック競技大会の運営に関する業務に従事した者
 - (10) ラグビーワールドカップ大会の運営に関する業務に従事した者
 - (11) 自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について（防人教第1135号。15. 2. 19）第1項第1号の規定に基づきオリンピック競技大会の競技に関

する業務に従事した者

- 15 訓令別表第2第48号防衛記念章の項に規定する「防衛大臣が別に定めるもの」は、外国において行う訓練に従事した者（実習員を除く。）及び南極地域への輸送に関する業務に従事した者とする。
- 16 廃止前の防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する別に定める職等について（通達（防人1第4495号。57.9.7）により、防衛記念章を着用することができることとされている職にあった者の防衛記念章の着用については、なお従前の例による。